

国立市議会議長 遠藤 直弘 様

読み書きに困難のある児童生徒の学習権を保障するための支援体制の整備に関する陳情

【陳情の趣旨】

すべての子どもには、その特性や障害の有無にかかわらず、等しく教育を受け、学ぶ権利があります。読み書きに困難のある児童生徒の中には、学習内容を理解する力があっても、「読む」「書く」という手段が障壁となり、授業や教材、評価へのアクセスが妨げられている子どもがいます。読み書きの困難は、本人の努力不足や学習意欲の問題ではありません。

必要なのは、学習の内容や到達目標を引き下げることではなく、読み書きに困難があっても、自分に合った方法で学習内容にアクセスし、考えや学習成果を表現できる環境を保障することです。音声読み上げ、タブレット入力、ルビ表示、フォントの変更、UDブラウザ等の支援ツールの使用、デジタル教科書や音声教材の活用等は、単なる利便性の向上ではなく、学習へのアクセスを保障するための重要な手段となります。

また、読み書きの困難は外から見えにくいいため、必要な支援につながらないまま学習上の失敗を重ね、自己肯定感の低下や不登校などの二次的な課題につながる場合があります。困難が深刻になる前に早期に把握し、必要に応じて専門的な評価を行い、適切な支援や合理的配慮につなげる仕組みが必要です。

国立市では、ことばの教室の拡充や教職員研修など、支援体制の充実に向けた取組が進められています。一方、読み書き困難を早期に把握し、支援につなげる仕組みや、専門的な相談・評価体制、ICTを活用した学習環境などについては、さらなる充実が望まれます。国立市内の小中学校に、あらかじめ学習上の障壁を減らす基礎的環境を整備するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供できる仕組みが必要です。

「読む」「書く」という一つの方法だけに学びを限定せず、一人ひとりが自分に合った方法で学習内容にアクセスし、学び、考え、表現できる環境を整えることは、児童生徒の学習権を保障し、誰一人取り残さないインクルーシブ教育を実現するための基盤であると考えます。以上の理由から、以下の事項について陳情いたします。

【陳情事項】

- 1、 学校現場における基礎的環境整備を進めるとともに、子ども一人ひとりに必要な合理的配慮が提供されるよう、支援体制を整備してください。